

第 4 章 関係地域

第4章 関係地域

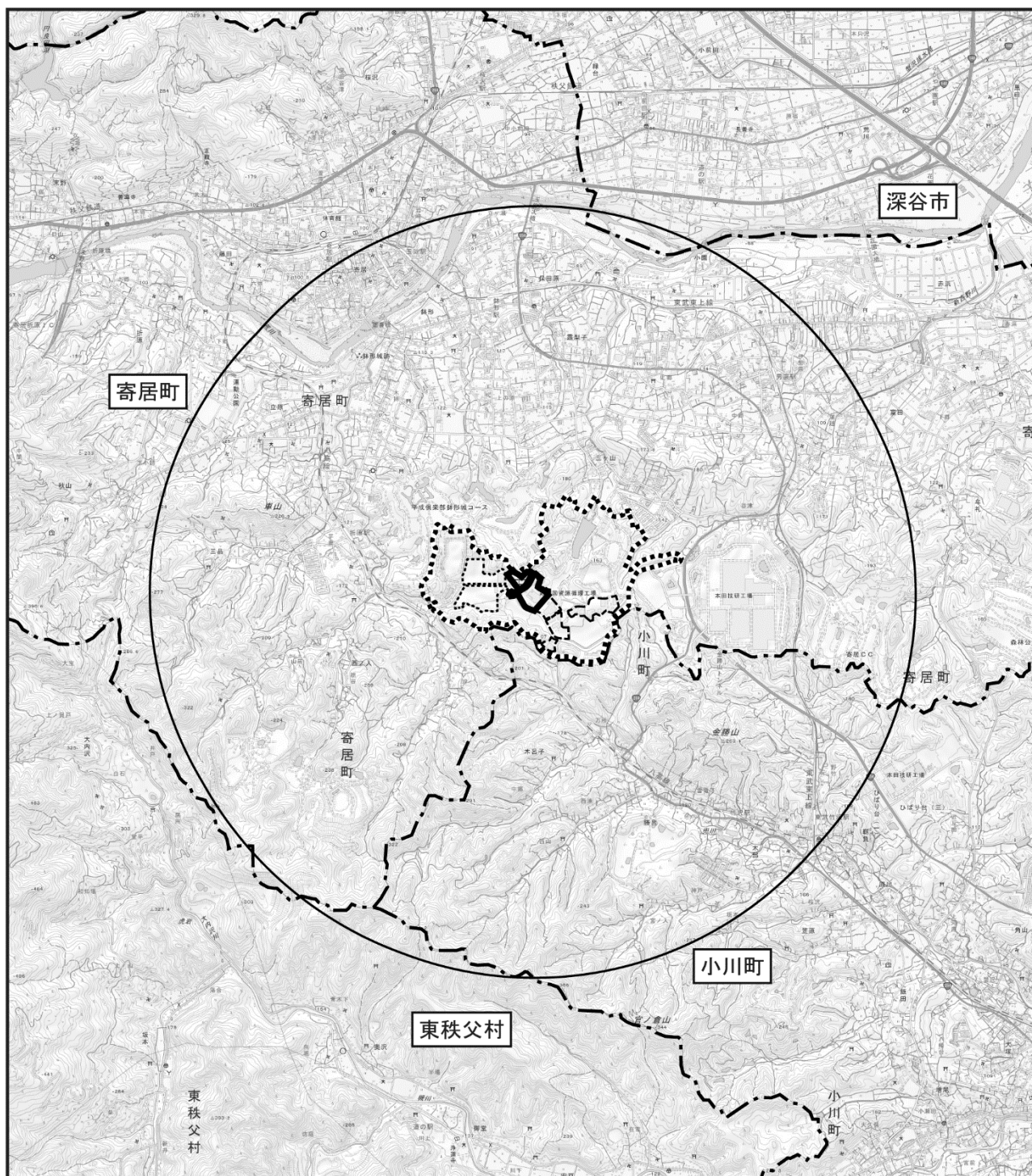
4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例」第3条の規定における「環境に影響を及ぼす地域に関する基準」に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3km以内の地域」を基準として設定するものとする。

4.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図4-1に示すとおりであり、以下の4市町村の一部が含まれる。

- ・ 寄居町
- ・ 深谷市
- ・ 小川町
- ・ 東秩父村



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡 例



計画地



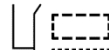
緩衝緑地



市町村界



埼玉県環境
整備センター



彩の国資源循環工場
彩の国資源循環工場
第2期事業



環境に影響を及ぼす地域
(計画地敷地境界から3km)



S = 1/50,000

0 500 1000 1500m

図 4-1 環境に影響を及ぼす地域